

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせします。

- ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和 6 年 4 月以降)

	令和 5 年度	令和 6 年 4 月	令和 8 年 7 月
民間企業の法定雇用率	2. 3% →	2. 5% →	2. 7%
対象事業主の範囲	43.5 人以上	40.0 人以上	37.5 人以上

- ② 業種による除外率が引き下げられます。(令和 7 年 4 月以降)
- ③ 障害者雇用率制度における障害者の算定方法が変更となります。
- ・精神障害者の算定特例の延長 (令和 5 年 4 月以降)
  - ・一部の週所定労働時間 20 時間未満の方の雇用率への算定 (令和 6 年 4 月以降)
- ④ 障害者雇用のための事業主支援を強化 (助成金の新設・拡充) します。(令和 6 年 4 月以降)

**お問い合わせ先**      **富山労働局職業安定部職業対策課**    **TEL076-432-2793**  
**各ハローワーク**